

第26回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和7年7月31日（木曜日） 開始 16:00 終了 17:00

会 場 串間市役所3階大会議室

出席農業委員 11名

1番（会長） 原田 俊一 11番 安永 博行 19番 松田 富夫
2番（会長代理） 奥村 千扶子 12番 野邊 康徳 20番 島田 正弘
3番 田中 達成 13番 堀口 宗幸 23番 上村 眞司
6番 牧野 菜那 14番 松本 壽利 （4番欠番）

欠席農業委員 2名 5番 森 通弘、 25番 廣見 安彦

出席推進委員 13名

7番 谷口 昭 15番 川崎 博樹 21番 中嶋 悦雄 27番 山口 浩幸
8番 武田 秀俊 16番 内田 浩輔 22番 川崎 正博
9番 河野 良人 17番 本川 理恵 24番 石上 平八郎
10番 北原 裕紀 18番 山口 広昭 26番 川崎 竜雅

欠席推進委員 0名

議事録署名委員 11番 安永 博行、 14番 松本 壽利

議事日程
第1 報 告 農地法第18条第6項の規定による届出について
第2 議案第168号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3 議案第169号 農地法第5条の規定による許可申請について
第4 議案第170号 農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権設定：新規分）

出席事務局 5名 事務局長 山口 憲一 次 長 黒葛原 俊
調整係長 酒井 尋 主任書記 前田 穰 主 事 谷口 哲平

議長（1番）

ただいまから、第26回農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は、5番委員と25番委員より欠席届が提出されていますので、出席委員は「農業委員11名、農地利用最適化推進委員13名」でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員の過半数の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議事録署名委員の指名

議長（1番）

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員は、

11番 安永 博行 委員

14番 松本 壽利 委員 をお願いします。

議案の取り下げ

議長（1番）

審議に入ります前に、送付議案書の取り下げ及び訂正がありますので、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第169号、農地法第4条の規定による許可申請の取り下げについて報告いたします。7ページにあります、農地法第4条申請番号1番の1件につきましては、令和7年7月23日に申請人から、取り下げ書の提出があり受理いたしましたので報告します。取下理由につきましては、担当委員が申請地の現地確認を行ったところ、既存住宅の排水路において、申請内容と現状が異なっており、排水対策を含む申請内容の変更が生じたため、今回、取り下げ書が提出されたところでありました。また、この議案第169号の取り下げに伴い、議案書の訂正をお願いいたします。まず、議案第170号、農地法第5条の許可申請に対する意見について、を議案第169号に修正ください。次に、議案第171号、農用地利用集積等促進計画の要請について、を議案第170号に修正願います。この変更に伴い、6ページ以降の議案番号の修正とページ番号の繰り上げ変更が生じますので、併せて修正のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりであります。

報告：農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（1番）

それでは議案審議に入ります。

まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告をお願いします。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。

今回の合意解約は4件でございます。内容といたしましては、基盤整備事業に伴う農地集積促進と耕作者変更が解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

議案第168号：農地法第3条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第168号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番の1件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第168号、農地法第3条の規定による許可申請、申請番号1番の1件を説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請1件は、4ページにあります農地法第3条第2項第1号・第3号・第4号・第5号・第6号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、21番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

21番委員

議案第168号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の所有権移転に関する1件でございます。1番につきましましては、渡人は市外在住で管理できないため受人が申請地を家庭菜園として利用したく申請するものです。受人は申請地に、ナス、トマト、サトイモなどの季節の野菜を作付するため、全ての農地を効率的に利用する全部効率要件を満たしております。また、受人は毎年水稻を作付しており、労働力については、本人と妻が160日の従事があり、農作業経験も豊富であることから、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていかると考えます。また、申請地の周辺は、水稻が作付けされておりますが、家庭菜園での農薬の使用はしないため何も問題ありません。以上、申請番号1

2 1 番委員

番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより申請1件について、質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請1件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第168号、申請番号1番の1件は許可することに決定いたします。

議案第169号：農地法第5条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第169号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第169号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は、申請番号1番の所有権移転に関する1件を説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請1件につきましては、6ページにあります農地法第5条第2項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、3番委員より申請番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

3 番委員

議案第 169 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 1 番の所有権移転に関する 1 件でございます。1 番については、渡人は高齢で管理できず植林に至っており、また後継者もないため知人に譲渡したく申請されたものです。申請地図面の 1 ページから 3 ページをご覧ください。申請地の周囲に農地はなく、コンクリート擁壁で囲まれていることから土砂流出等はなく、雨水も自然浸透で問題ないと思われま。以上、申請番号 1 番の 1 件について調査しましたが、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより申請 1 件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（ なしの声 ）

議長（1 番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請 1 件を決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1 番）

異議なしということですので、議案第 169 号、申請番号 1 番の 1 件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

議案第 170 号：農用地利用集積等促進計画（貸借権設定：新規分）

議長（1 番）

次に議案第 170 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の新規分、申請番号 1 番から 18 番の 18 件を議題といたしまして審議を行います。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 170 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の新規分は申請番号 1 番から 18 番の 18 件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請 18 件は、8 ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 1 号・第 2 号・第 4 号の承認要件のすべてを満たしていると思われま。皆さんのご審議をよろしくお願ひ

事務局	します。以上でございます。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、８番委員より申請番号１番と１６番の２件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
８番委員	議案第１７０号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号１番と１６番の２件を説明します。この２件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。
議長（１番）	次に２番と３番の２件について、１０番委員より説明をお願いします。
１０番委員	議案第１７０号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号２番と３番の２件を説明します。この２件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件を満たしており、認定新規就農者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。
議長（１番）	次に４番から１５番と１７番の１３件について、９番委員より説明をお願いします。
９番委員	議案第１７０号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号４番から１５番と１７番の１３件を説明します。この１３件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願致します。
議長（１番）	次に１８番の１件について、２１番委員より説明をお願いします。
２１番委員	議案第１７０号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号１８番の１件を説明します。この１件については、農地中間管理事業の

21番委員

推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件を満たしており、地域計画に位置付けられた担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願い致します。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより申請18件について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請18件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに、決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第170号、申請番号1番から18番の18件は農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

議長（1番）

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。
これで第26回農業委員会定例総会を終了いたします。

令和7年7月31日

1番 (会長) 原田 俊一

議事録署名委員

11番 安永 博行

14番 松本 壽利